

「特定旅客自動車運送事業から一般乗合旅客自動車運送事業への事業用 自動車の併用等について」の制定について

1. 背景

昨今のバスの運転者不足等の影響に伴い、地域の路線バスの減便や廃止が相次いでおり、特に地方部における地域住民の日常的な移動の足を確保するにあたっては、地域の輸送資源の総動員や、公共交通サービスと各分野の送迎輸送サービスとの重複の排除等、地域の公共交通の再評価・徹底活用を図ることが求められている。

こうした中で、路線バスを運行する一般乗合旅客自動車運送事業と、送迎バス等を運行する特定旅客自動車運送事業を兼営している事業者が存在する場合は、特定旅客自動車運送事業の用に供する事業用自動車を、送迎等に使用していない時間帯については一般乗合旅客自動車運送事業の用に供することで、より効率的に地域住民の移動の足の確保に資するものと考えられる。

よって、利用者利便の向上及び事業の効率化を図る観点から特定旅客自動車運送事業の事業用自動車を一般乗合旅客自動車運送事業の事業用自動車として併用及び流用することを可能とするために、「特定旅客自動車運送事業から一般乗合旅客自動車運送事業への事業用自動車の併用等について」を制定する。

2. 概要

(1) 事業用自動車の併用について

特定旅客自動車運送事業に係る新規事業許可、事業計画変更認可の申請書又は事業計画変更の届出書に、特定旅客自動車運送事業の事業用自動車と一般乗合旅客自動車運送事業（一般乗合旅客自動車運送事業における他の運行の態様を含む。以下同じ。）に係る事業用自動車との兼営営業所における併用を行う旨が明記された場合には、特定旅客自動車運送事業及び一般乗合旅客自動車運送事業の事業計画（一般乗合旅客自動車運送事業にあっては運行計画を含む。以下同じ。）の遂行に支障のない場合に認め、申請どおり許可、認可を行うほか、届出を受け付けることとする。

(2) 事業用自動車の流用について

一般乗合旅客自動車運送事業において行う特定旅客自動車運送事業に係る事業用自動車の流用については、原則として、一般乗合旅客自動車運送事業者が特定旅客自動車運送事業を兼営している営業所において、一時的な需要の増加等により一般乗合旅客自動車運送事業に係る事業用自動車不足した際に、特定旅客自動車運送事業の計画に係る事業用自動車を流用する場合に認める。

3. 今後のスケジュール（予定）

公布：令和6年9月13日

施行：公布の日